

新規事業プロデューサー養成講座 契約約款

第 1 条 <目的>

- 1 新規事業プロデューサー養成講座 契約約款（以下「本約款」）は、TechnoProducer 株式会社（以下「当社」）が独立した自然人、あるいは法人等に在籍する者（以下、これらを総称して「個人」といいます）に対し、新規事業プロデューサー養成講座を提供し、個人がその提供を受けるにあたり、新規事業プロデューサー養成講座の利用条件を定めたものです。

第 2 条 <参加者>

- 1 本約款における参加者とは、本約款を承諾の上、所定の手続に従い当社に参加を申し込み、当社が当該申込を承諾することにより新規事業プロデューサー養成講座に参加する個人をいいます。

第 3 条 <新規事業プロデューサー養成講座>

- 1 新規事業プロデューサー養成講座（以下「本講座」）とは、当社が参加者に対し提供し、本約款に基づき参加者が利用することのできる教材／サービスの総称をいい、以下のものから構成されます。
 - (1) eラーニング教材等、学習システムを通じて提供される教材
 - (2) 当社が運営する Web サイトで提供されている付随的な教材
 - (3) 当社社員又は当社より業務を委託した第三者による SNS への投稿／オンライン討議等を介した参加者への助言、情報提供等のサービス
- 2 本講座においては、オンライン討議等を通じて他の参加者との意見交換や共同作業が発生します。
- 3 当社は、参加者に事前の通知をすることなく、第 1 項に定める本講座の教材／サービスの内容の変更・追加・廃止等を行うことができます。

第 4 条 <教材／サービスの提供>

- 1 本講座への参加を希望する者は、所定の手続に従い当社に参加申し込みを行い、当社が当該申込を承諾することにより、当該サービスに関して以下のいずれかの契約が成立します。
 - ・独立した自然人の場合：当該参加者と当社との間に教材／サービス提供契約が成立します。
 - ・法人等に在籍する者の場合：当該参加者の在籍する法人等と当社との間に教材／サービス提供契約が成立します。
- 2 教材／サービス提供契約には、参加者との間に別段の合意がない限り、本約款が適用されます。
- 3 なお、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 参加を希望する者が第 2 条第 1 項に基づき申告した内容に、虚偽の事実、記入漏れ、又は誤記があることが判明した場合

- (2) 参加を希望する者（法人等に在籍する者の場合は、参加者を希望する者が在籍する法人等）に本講座の利用料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 参加を希望する者が当社の同業や競合にあたるなど、参加を希望する者が本講座を利用することで、当社に不利益が生じるおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 参加を希望する者が過去に本約款に違反したことがある場合
 - (5) 当社の業務の遂行上又は技術上の支障がある場合
 - (6) 参加を希望する者の数が、当社が定める最少催行人数に達しない場合
 - (7) 参加を希望する者の数が、当社が定める定員を超える場合
 - (8) 参加者を募集する WEB サイトや資料に示す申込の期限を過ぎてからの申込
 - (9) その他当該申込を承諾することが不適切と当社が判断した場合
- 4 e ラーニング教材等は、教材／サービス提供契約が成立した教材について、参加者と当社との間で合意した期間に限り、閲覧が可能です。閲覧の際に必要な URL、ユーザ ID、パスワードについては、サービス開始日の前日までに、電子メールを通じて当社から参加者へ通知します。なお、当社から配信する電子メールが何らかの理由から参加者へ届かない場合、電子メールアドレスが正しいかどうかを確認した後の再通知や、別の手段による通知を行います。その場合、閲覧の際に必要な URL、ユーザ ID、パスワードの通知が、サービス開始日以降となることがあります。
- 5 参加者は、参加者と当社との間で合意した期間に限り、当社による、SNS への投稿やオンライン討議等を介した助言、情報提供等のサービスを受けられます。

第 5 条 <利用料金>

- 1 参加者（法人等に在籍する者の場合は、参加者が在籍する法人等）は、定められた利用料金に所定の消費税相当額を付加した金額を、次項に定める方法により当社に支払います。
- 2 利用料金は、原則、当社指定の口座への銀行振込によって支払うものとし、支払いに必要な振込手数料やその他の費用はすべて参加者の負担とします。但し、参加者と当社双方の合意により、クレジットカード決済、コンビニエンスストア決済等の他の方法による支払いとすることがあります。
- 3 支払いの期日は、原則としてサービス開始日の 8 日前までとします。但し、参加者が法人等に在籍する者の場合等、参加者と当社双方の合意により、別途支払期日を定めることができます。
- 4 当社は、前項により支払われた利用料金について、原則として返還しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の一部または全部を返還するものとします。
 - (1) 当社の責に帰すべき事由により、本講座の提供が全く行われなかった場合、または契約の目的を達成することが著しく困難となった場合
 - (2) 消費者契約法、その他の関連法規により、返還義務が認められる場合
 - (3) その他、当社が相当と認める場合

- 5 前項に基づく返還額は、未提供のサービスに相当する金額を基準として算定するものとし、返還方法については、参加者と協議の上、別途定めるものとします。

第 6 条 <解約及び変更>

- 1 第 4 条第 1 項に基づく教材／サービス提供契約が成立済みの講座について、消費者契約法、その他の関連法規により認められる場合を除き、参加者の都合による解約及び変更はできません。

第 7 条 <参加者の義務および責任>

- 1 本講座の利用によって生じた参加者と第三者との間及び参加者同士の間で生じた紛争又はトラブルに関しては、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 2 本講座の利用に必要な機器、ソフトウェア、ツール、その他設備、及び回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他本講座の利用に必要な一切の準備、ならびにその維持は、参加者が自己の費用と責任をもって行なうものとします。
- 3 参加者は、本講座における教材の利用にあたり当社から発行されたユーザ ID 及びパスワードの管理について責任を持ち、いかなる第三者にも貸与又は譲渡できません。又、これらが第三者に使用されたことにより当該参加者に生じた損害（参加者のアイデアや個人情報の漏洩による損害賠償請求等）については、当社は一切責任を負いません。
- 4 参加者は、ユーザ ID 及びパスワードを忘れた場合や盗用された場合は、速やかに当社に連絡し当社の指示を受けるものとします。
- 5 本講座の利用に関連して使用するソフトウェア、ツールについて、当社以外の第三者より発行されたユーザ ID 及びパスワード等の管理については、参加者が自己の責任をもって行なうものとし、これらが第三者に使用されたことにより当該参加者に生じた損害(参加者のアイデアや個人情報の漏洩による損害賠償請求等)については、当社は一切責任を負いません。

第 8 条 <禁止事項>

- 1 参加者は、本講座の利用にあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 本講座を利用する権利を第三者に譲渡、移転又は貸与し、もしくは担保に供する行為
 - (2) 当社、第三者の著作権等の知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 第三者のプライバシーを侵害する、もしくはその機密情報（第 9 条にいう個人情報を含む）をその他の第三者に開示又は漏洩するあるいは自己又は第三者のために使用する行為
 - (4) 参加者及び参加者が所属する組織の技術情報等、参加者や参加者が所属する組織が秘密にすべきと考えられる情報を、本講座で利用する学習システム、Web を含む各種媒体へ送信する行為
 - (5) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本講座で利用する学習システム、Web を含む各

種媒体を通じて使用又は提供する行為

- (6) 当社、第三者を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為
- (7) 当社、第三者に損害を与え、又は本講座の運営に支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為
- (8) 本講座で利用する学習システム、Web を含む各種媒体を通じて表示又は提供される情報を改ざんする行為
- (9) 本講座を通じ又はこれに関連して営利活動を行う等、本講座の趣旨から外れた行為
- (10) 事実あるいは公序良俗に反する情報を、本講座で利用する学習システム、Web を含む各種媒体を通じて第三者に送信又は表示する行為
- (11) その他、法令あるいは公序良俗に違反し、又は当社、第三者に不利益を与える、もしくはそのおそれのある行為

- 2 当社は、参加者の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前の通知なしに、当該参加者が送信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、あるいは第 14 条第 2 項に基づく参加者の地位からの強制脱退、もしくは本講座の提供中止等、当社が適当と判断する措置を講ずることができます。又、複製等の著作権侵害を行った場合、正規の利用料金の 3 倍の料金に、使用者数（又は複製した数量）を乗じた金額を違約金として申し受けます。
- 3 前項に関して、当社は参加者が送信又は表示する情報に関する行為の監視及び情報削除義務、並びに当該情報の正確性、特定目的への適合性等の保証責任を負うものではありません。当社が監視又は削除しなかったことにより参加者又は第三者が被った損害に関し、当社は一切責任を負いません。

第 9 条 <個人情報>

- 1 本約款における個人情報とは、参加者に関する情報であって、参加申込時もしくは参加時に当社に蓄積された、参加者の氏名、電子メールアドレス等の情報等であって、当該個人を識別できるものをいいます。
- 2 参加者の情報は、本講座の円滑な提供及び運営、本講座の改善、教材の送付等の請求・申込された事項への対応及び当社サービス等のご案内のために利用します。法令等により開示を求められた場合を除き、参加者の個人情報を参加者の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。
- 3 本講座のサービス提供の一環として、教材配布、質疑応答、運営に必要なサービス、システム運用等の実務の全部又は一部を第三者（以下「委託先」という）に委託する場合、当社は本条に定めるとの同等の義務を当該委託先に課した上で、当該委託先に対し個人情報を開示できます。
- 4 本講座を円滑に進めるため、以下の各号の範囲で参加者の氏名等の情報が他の参加者に開示される場合があります。

- (1) オンライン討議やグループワークにおける参加者リストの共有
- (2) 質疑応答や意見交換を目的としたコミュニケーションの場における氏名の表示

第 10 条 <著作権等>

- 1 当社が本講座において参加者に表示又は提供する一切の教材／サービス等に関する権利は、著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、特許権等、いかなる権利であるかを問わず、すべて当社に帰属するか、当社が著作権者等の権利者より許諾を得て使用しているものです。
- 2 参加者は、事前に当社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、本講座の教材／サービスを通じて表示又は提供される著作物を、著作権法で定める私的使用を超える範囲で利用することはできません。参加者は、当社が表示又は提供するいかなる情報、教材、サービス内容等も、複製、出版、翻訳、譲渡、貸与等を行うことはできません。又、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも使用させてはなりません。
- 3 参加者が本講座において当社に提出する以下の内容（以下「提出物等」という）については、当社が当該提出物等を社内外に公開する教材や営業資料の一部として利用することができるものとします。又、参加者は提出物等に関し、著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。
 - (1) 発明提案書、企画書、情報調査シート等の各種提出物
 - (2) オンラインチャットツールへの書込み
 - (3) メールやダイレクトメッセージを通じた質問、意見交換
- 4 当社は、提出物等の利用にあたり、当該提出物等を改変・翻案・編集する権利を有します。この場合でも、参加者は当該改変・翻案・編集に対し異議を述べないものとします。なお、当社が提出物等を社内外に公開する教材や営業資料の一部として利用する場合、必要に応じて匿名化や情報の編集を行い、個人やその所属組織を特定できない形に加工するものとします。
- 5 すべての参加者は、他の参加者が本講座の過程において提出した提出物等を、自己の企画書、提案書その他の成果物を作成する目的で利用することができるものとします。これに関して、参加者は、以下の条件に同意するものとします。
 - (1) 参加者は、他の参加者の提出物等を自己の著作物の一部として利用することができます。又、参加者は、他の参加者の提出物等を改変、翻案、編集する権利を有します。
 - (2) 提出物等の提出者は、他の参加者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。又、提出物等の提出者は、他の参加者による提出物等の改変、翻案、編集に対して異議を述べないものとします。
 - (3) 参加者は、他の参加者の提出物等を利用する場合、必要に応じて匿名化や情報の編集を行い、個人やその所属組織を特定できない形に加工するものとします。

第 11 条 <秘密情報>

- 1 本講座におけるオンライン討議等を通じて生ずるアイデア等について、参加者及び当社に秘密保持義務は発生しません。但し、当社から参加者に表示又は提供する一切の教材／サービス等に関する権利は、第 10 条に基づく著作権等の取扱いに従います。
- 2 参加者及び当社に秘密保持義務が発生しないため、参加者は、参加者自身又は参加者が在籍する法人等の秘密にすべき情報を、本講座の過程で他の参加者や当社に開示しないものとします。

第 12 条 <損害賠償>

- 1 当社は、当社の責に帰すべき事由により、本約款に基づく義務を履行しなかった場合、当該不履行により参加者に発生した直接かつ現実の損害につき、本講座の利用料金相当額を限度として、賠償責任を負います。
- 2 当社は、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、前項に定める場合を除く本講座の利用に関して参加者が被った損害、その他下記の事由に起因して生じた損害については、債務不履行、不法行為を問わず、一切の責任を負いません。
 - (1) 通信回線工事、又は通信回線の不通、不良等に起因して発生した損害
 - (2) 停電（法定点検による停電も含む）に起因して発生した損害
 - (3) 火災、天災地変、その他不可抗力に起因して発生した損害
 - (4) 参加者の責に帰すべき事由に起因して発生した損害
 - (5) 第 13 条第 1 項(1)又は(2)によるサービスの中断に起因して発生した損害
 - (6) アプリケーションソフトを故意に改造する第三者、いわゆるハッカー等の介入に起因して発生した損害
 - (7) 上記に準じることに起因して発生した損害
- 3 参加者と当社との間で合意した、教材／サービスの提供期間の途中で、参加者が参加を継続できなくなった場合、当該参加者の責に帰すべき事由に起因するものであれば、当社は一切の責任を負いません。当社の責に帰すべき事由に起因するものであれば、既に提供した教材／サービスに相当する金額を除き、本講座の利用料金相当額を限度として、当社が賠償責任を負います。

第 13 条 <サービスの中断>

- 1 当社は、次に掲げる事由のあるときは、本講座の教材／サービス提供を中断することができます。
 - (1) 当社又は委託者等の設置又は利用するシステムの保守又は工事のためやむを得ない場合
 - (2) 当社又は委託者等が設置又は利用するシステムに障害、作動不良等が発生した場合
- 2 当社は、前項の規定により本講座の提供を中断するときは、あらかじめその旨を参加者に通知します。但し、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではありません。

第 14 条 <サービス提供の中止>

- 1 参加者は、当社所定の方法により、いつでも本講座への参加を中止することができます。但し、その場合でも、第 5 条第 4 項の規定が適用されるものとします。
- 2 当社は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者への事前の通知なくして、当該参加者を本講座参加者の地位から強制脱退させるか、もしくは当該参加者に対する本講座の教材／サービスの提供を中止することができます。
 - (1) 利用料金等の債務について、支払期日を経過し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に当社に対して全額の支払いがなかったとき
 - (2) 本約款及び／又は教材／サービス提供契約の内容に違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき
 - (3) 教材／サービス提供契約の成立後に、第 4 条第 3 項各号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき
 - (4) 参加者の行為が第 7 条第 3 項の義務違反、第 8 条第 1 項各号のいずれか、もしくは第 10 条第 2 項に該当することが判明したとき
 - (5) その他、本約款に基づく義務の履行が困難になり、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- 3 参加者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、利用料金等の債務をただちに当社に対して弁済するものとします。

第 15 条 <反社会勢力の排除>

- 1 参加者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 参加者は、取引開始前又は取引継続期間内において、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。当社は、取引開始前又は取引継続期間内において、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）又は社員が反社会的勢力ではないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、教材／サービス提供契約を締結するものでないこと
 - (3) 取引継続期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 参加者又は当社の一方について、この契約の有効期間内に、前項のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、契約を解除することができます。
- 3 当社が前項の規定によりこの契約を解除したときは、当社は、参加者に対して、利用料金に相当する金額（既に利用料金の一部を受領している場合は、その額を除いた額。なお、当該業務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）を違約金として請求することができます。

第 16 条 <合意管轄裁判所>

1 本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条 <準拠法>

1 本約款に関する準拠法は日本法とします。

第 18 条 <疑義等>

1 本約款に定めなき事項又は解釈に疑義を生じた事項については、参加者と当社との間にて誠意をもって協議の上解決します。

付則

- 1 本約款は、2025年1月28日より効力を発します。
- 2 本約款は、2025年11月13日に改訂。講座名称を「新規事業サポーター養成講座」から「新規事業プロデューサー養成講座」へ変更した。これに伴い、本約款の名称を「新規事業サポーター養成講座 契約約款」から「新規事業プロデューサー養成講座 契約約款」へ変更した。また、約款中の講座名称の記載を変更した。